

消防の動き



2021
1
No.597

- 消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直しについて
- マイナンバー普及拡大に向けた取組について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

消防関係法令に基づく書面規制、 押印、対面規制の見直しについて…… 4

特報2

マイナンバーカードの普及拡大に 向けた取組について…………… 5

令和3年1月号 No.597

巻頭言 年頭の辞（消防庁長官 横田 真二）

Topics

令和2年度全国市町村及び離島に対する消防資機材の寄贈事業について……………	7
令和2年度全国防災・危機管理トップセミナー……………	8
令和2年度消防防災科学技術賞の表彰……………	9
第68回全国消防技術者会議の開催報告……………	11
第23回全国消防救助シンポジウムの開催……………	12

緊急消防援助隊情報

令和2年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施結果について……………	15
--------------------------------------	----

先進事例紹介

「火災から命を守る避難の指針」の策定について（京都市消防局予防課）……………	17
無人航空機の安全飛行への取り組み（川口市消防局警防課）……………	23
救助技能認定について（堺市消防局）……………	25

消防通信～望楼

柏市消防局（千葉県）／恵那市消防本部（岐阜県） 京丹後市消防本部（京都府）／守口市門真市消防組合（大阪府）……………	28
---	----

消防大学校だより

予防科における教育訓練～火災時の消防用設備の視察～……………	29
教育訓練の実施状況（令和2年6月～11月実施分）……………	30

報道発表

最近の報道発表（令和2年11月24日～令和2年12月21日）……………	31
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和2年11月24日～令和2年12月21日）……………	31
広報テーマ（1月・2月）……………	32

お知らせ

「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！……………	33
第67回文化財防火デー……………	34
住宅の耐震化と家具の転倒防止について……………	35
事業所の消防団活動への理解・協力について……………	36



■ 表紙
本号掲載記事より

年頭の辞



消防庁長官 横田 真二

令和3年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。皆様方には、平素から消防防災活動や消防関係団体業務などに御尽力いただき、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスが感染拡大する中、救急隊員をはじめ消防職団員の皆様には、感染の危険を顧みず最前線で御尽力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

昨年は、7月豪雨や台風による自然災害に見舞われ、多くの方々が犠牲になりました。

お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

災害現場においては、被災地の消防本部や地元消防団はもとより、被災状況により県内消防応援隊や緊急消防援助隊も総力を挙げて救急・救助活動等に当たっていただき、多くの人命を救助していただきました。改めて皆さんの御活躍・御尽力に敬意を表しますとともに、心から御礼申し上げます。

年々激しさを増す風水害や、今後発生が危惧される首都直下地震、南海トラフ地震の大規模災害に備え、消防庁では、国民の皆様が引き続き安心して暮らせるように、緊急消防援助隊及び常備消防力の充実強化をはじめ、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の更なる充実強化、火災予防対策の推進、消防防災分野における女性の活躍促進、防災情報の伝達体制の整備など、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。とりわけ、消防団員の処遇改善については、団員の報酬や出動手当の額の引上げを要請するとともに、検討会を立ち上げ、精力的に取り組んでまいります。

また、消防防災分野におけるデジタル化・スマート化を進め、大規模災害時における情報収集の効率化や各種手続きの電子化を図ることで、自治体の消防防災業務の合理化・効率化及び国民の皆様各種申請の簡素化を推し進めてまいります。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となりましたが、本年の開催に向けて安心・安全対策に引き続き取り組み、消防・救急体制を万全に整えてまいります。皆様方におかれましては、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりとそれを支える我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展のため、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直しについて

総務課

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、各府省庁に対し、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、令和2年内に必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正や手続のオンライン化を行うこととされており、昨年12月25日に、消防関連法令に規定されている各様式中の押印を不要とする改正規定が施行されました。

同日、この改正等を踏まえ、消防庁から各都道府県及び各指定都市に対し、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知）」（令和2年12月25日付け消防総第812号。以下「次長通知」という。）を発送し、書面規制、押印、対面規制の見直しにおける留意事項を整理したところです。

以下、本稿では、次長通知の内容について紹介します。

2 押印を廃止する手続について

消防関係法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等（以下「申請書等」という。）のうち、消防関係法令の定める様式において、これまで押印を求めていたものについては、押印を不要としました。

また、消防庁から発出している通知の定める様式において、これまで押印を求めていたものについても、同様に押印を不要とすることとします。

なお、不要とした押印に代わり、申請者、届出者等の自署を求めることとするものではありません。

さらに、各地方公共団体の火災予防条例等の条例や規則で定める様式や、法令に基づかないが、各地方公共団体が独自に提出を求める様式（委任状を含む。）で、押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、同様に取扱うことが適当であると考えます。

3 電子メール等による申請について

申請書等については、押印の廃止に伴い、電子メール、

電子申請システム等（以下「電子メール等」という。）による提出が可能となります。この場合において、必要があると認められるときは、電話等により所要の確認を行うこととします。

また、電子メール等による申請等を行う場合において、複数の申請で共通する添付ファイルについては重複して提出を求めないようにすることが適当であると考えます。

なお、申請等を受け付ける各地方公共団体等は、受付アドレスの整備等、電子メール等による受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報することが適当であると考えます。

4 消防行政における手続のオンライン化について

今般、消防庁においても、消防行政における手続のオンライン化に向けた検討を進めているところであり、令和3年度までに申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、令和4年度以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することを予定しています。

これらを踏まえ、各地方公共団体においては、消防法令における申請・届出等のオンライン化を一層推進していただくとともに、今後実施予定である、オンライン化の実施状況を把握するための調査にご協力いただくようお願いしているところです。

5 おわりに

消防庁では、書面規制、押印、対面規制の見直しのための取組を進めてまいります。各地方公共団体や各消防本部等におかれましては、次長通知における留意事項を参考として、その運用に十分配慮されるとともに、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁総務課企画係 小守
TEL: 03-5253-7506

マイナンバーカードの普及拡大に向けた取組について

消防庁消防・救急課

1 政府の動き

地方公共団体の行政手続のデジタル化が喫緊の課題となっており、オンラインで確実な本人確認を行うことができるマイナンバーカードは、デジタル化の基盤となるものです。感染症の拡大や災害の発生時において、給付金の給付などの行政手続を非対面かつ迅速に行うためにも、マイナンバーカードの普及拡大の重要性が一層増しています。

菅内閣総理大臣は就任後初めてとなる第203回国会の所信表明演説において、マイナンバーカードの普及について「今後2年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年(2021年)3月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます」と述べました。今後、政府全体として、マイナポイント事業や健康保険証利用の開始に向けた集中的な周知広報を行うなど、マイナンバーカードの普及拡大に向けた取組を進めていくこととしています。

2 総務大臣書簡及び総務省自治行政局長通知

これを踏まえ、総務省では、マイナンバーカード普及拡大に向け、大臣書簡とともに、令和2年10月27日付け総務省自治行政局長通知「地方公務員等のマイナンバーカードの取得の推進について(依頼)」(以下「総務省通知」という。)を各都道府県知事及び各政令指定都市市長宛に発出しました。

総務省通知の具体的な内容として、①地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者(以下「組合員等」という。)に対しマイナンバーカードの健康保険証利用が開始される令和3年3月を控え、そのメリットを改めて周知すること、②令和2年12月からカード未取得者へのQRコード付きの交付申請書の個別送付を実施する予定であることをふまえ、その活用を組合員等に働きかけること、③マイナンバーカードの健康保険証利用のためには申込みが必要であることを組合員等に改めて周知すること、④各地方公共団体のマイナンバーカードの申請・取得状況の把握にご協力いただくことなどを各地方公共団体に依頼しています。

よくある質問にお答えします

いつから健康保険証として使えるようになるの?

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。利用するための申込みは、マイナポータルでできます。

どの病院や薬局で使えるの?

2021年3月から、医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となる予定です。利用できる医療機関・薬局については、今後厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続することはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの?

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。損をしたり失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!

- スマートフォン**
 - ① スマホで顔写真を撮影。
 - ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
 - ③ 申請用WEBサイトにメールアドレスを登録。
 - ④ 申請書裏面WEBサイトのURLが送いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。交付申請書
- パソコン**
 - ① カメラで顔写真を撮影。
 - ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
 - ③ 申請書裏面WEBサイトのURLが送いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。申請用紙を記入!
- 証明用写真機**
 - ① タブレットから「個人番号カード申請」を選択。
 - ② 申請用紙を顔写真機で撮影し、申請用紙をリーダーにかざす。
 - ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
 - ④ 顔写真の読み込みが完了したら、顔写真を登録して送信し、申請完了。
- 郵送**
 - ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付けて郵送し、申請完了。

交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード郵送**、**専用ダイヤル**から手書きの交付申請書と顔写真をダウンロードすれば、郵便で申請ができます!プリントアウトしてご利用ください。

※手書きの交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です

※市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

※一部のIP電話等では上記ダイヤルに繋がらない場合があります

マイナポータル ☎ 050-381-1250

マイナポータル ☎ 050-381-69405

※マイナポータルは、マイナポイントサービスと連携してご利用いただけます

マイナポータル ☎ 0120-0178-26

マイナポータル ☎ 0120-0178-27

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



マイナンバー-PRキャラクター
マイナポータル

公共の個人認証サービスに活用キャラクター
マイナポータル

内閣府 総務省 厚生労働省

3 消防庁消防・救急課長通知

消防庁としても、各消防本部の状況を把握し、消防本部におけるマイナンバーカードの普及拡大を図るため、令和2年10月27日付け消防庁消防・救急課長通知「消防職員のマイナンバーカードの取得の推進について（依頼）」（以下「消防庁通知」という。）を各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に発しました。

消防庁通知の具体的な内容として、①総務大臣書簡及び総務省通知の内容を周知し、改めて消防本部における組合員等のマイナンバーカード取得促進の働きかけにご協力いただくこと、②各消防本部の状況を把握するため、令和元年12月4日付け総務省自治行政局公務員部福利課長通知「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）」にて調査を依頼したマイナンバーカードの申請・取得状況の把握（2019年12月末時点及び2020年3月末時点）のうち、各消防本部取りまとめ分について、情報提供いただくこと、③各消防本部において、消防長をはじめとした幹部職員も含め②の調査結果を十分確認の上、マイナンバーカードの取得推進への更なるご協力をいただくことを依頼しています。

4 おわりに

マイナンバーカードは、地方公共団体の行政手続のオンライン化を促し、デジタル化の基盤となるものです。他方、組合員等の側のメリットとして、総務省通知にも詳細の記載がありますが、マイナンバーカードの健康保険証利用により、組合員等は①健康管理や医療の質の向上（マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報を見ることができるようになることなど）②転職・結婚等のライフイベント後、保険証発行前でも受診可能③顔認証により受付が自動化④窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要⑤確定申告書への医療費情報の自動入力（医療費控除が簡単に、領収書なしで医療費情報が管理可能に）といった利便性を享受することができます。

こうしたマイナンバーカードの利便性等を十分にご理解いただき、マイナンバーカードがより普及するよう、消防庁としても引き続き取り組んでまいります。

2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

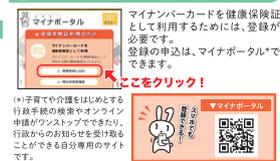


- 1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす**
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。
- 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!**
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

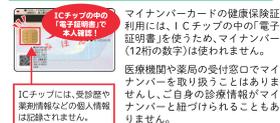
どんないいことが? 6つのメリット

- 1 健康保険証としてずっと使える!**
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
- 2 医療保険の資格確認がスピーディ!**
カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
- 3 手続きなしで限度額以上の一時の支払が不要!**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
※自治体独自の医療費控除等については要領の持参が必要です。
- 4 健康管理や医療の質が向上!**
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。
- 5 医療保険の事務コストの削減!**
医療保険の請求取りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。
- 6 医療費控除もカードで便利!**
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分 所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

利用申込はカンタン!



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



問い合わせ先
消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

令和2年度全国市町村及び離島に対する消防資機材の寄贈事業について

消防・救急課

一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）では、昭和27年度より全国の市町村に対して消防資機材の寄贈事業を実施しており、昭和57年度からは全国の離島も対象として実施しております。

今年度は、15団体（8市町村、7離島）に対し、小型動力ポンプ付軽消防自動車を1台ずつ、合計15台寄贈していただくことになりました。

例年であれば、消防庁長官室において損保協会をはじめとした関係の皆様にご出席いただき寄贈式を実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ中止することとしました。一方、本事業における損保協会の地域防災力強化への多大なる功績を称えるため、消防庁長官より感謝状を贈呈しております。

また、今年度は過去に軽消防自動車を寄贈した58団体を抽出し、活用事例に関するアンケートを実施しました。主な回答として、「寄贈車両により狭い道や山間部も通行できるようになり、迅速な消火活動が可能となった」、「寄贈車両での出動や訓練は、団員・地域住民の防災に対する意識向上につながった」、「地域の防災力そのものを高めるだけでなく、地域住民にとっても万一の時の心の支えになるので、今後も寄贈を継続してほしい」など、寄贈先団体から感謝の声が多数寄せられたところです。

消防庁としても、地域防災力強化に有意義な本事業を今後も支援して参ります。

令和2年度寄贈先団体（市町村）

1	岩手県	一戸町
2	宮城県	蔵王町
3	長野県	小川村
4	兵庫県	神河町
5	和歌山県	太地町
6	広島県	江田島市
7	山口県	下関市
8	鹿児島県	南さつま市

令和2年度寄贈先団体（離島）

1	東京都	神津島村（神津島）
2	新潟県	佐渡市（佐渡島）
3	島根県	知夫村（知夫里島）
4	山口県	上関町（祝島）
5	愛媛県	上島町（岩城島）
6	熊本県	天草市（牧島）
7	鹿児島県	三島村（黒島）

これまでの寄贈累計台数

- ・消防自動車：2,440台
- ・CAFSユニット積載軽車両、消防活動二輪車：各1台
- ・小型動力ポンプ付軽消防自動車：505台
- ・非常用浄水発電照明装置積載兼用軽消防自動車：9台
- ・小型動力ポンプ：518台

寄贈される小型動力ポンプ付軽消防自動車



問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 伊藤補佐、五十嵐事務官
TEL: 03-5253-7522



令和2年度全国防災・危機管理トップセミナー

防災課

我が国は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害がどこでも起きる可能性があります。一旦、災害が起きると、市町村（市には特別区を含む。以下同じ。）は、短期間に膨大な業務を処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮し、的確に対応する必要があります。

このため、市町村長の災害危機管理対応力の向上のため「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催し、被災経験のある市町村長や有識者等による講演を聴講する機会を提供しております。

6月に開催予定としていた市区長を対象としたセミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

町村長を対象としたセミナーについては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上で、11月25日（水）に全国都市会館大ホールにおいてセミナーを開催し、全国から約40名の町村長に御参加いただきました。



会場の様子

【トップセミナー次第】

○開会あいさつ

武田 良太 総務大臣

小此木 八郎 内閣府特命担当大臣（防災）

○講演

1 町村長の危機管理対応について

東京大学大学院 情報学環

総合防災情報研究センター長

教授 目黒 公郎 氏

2 災害を経験した町長による講演

令和元年東日本台風災害から学んだ町長としての心構え

宮城県大郷町

町長 田中学 氏

○施策紹介

市町村の災害対応力の強化に向けて

消防庁国民保護・防災部長

荻澤 滋

※施策紹介時の配布資料は、以下を御覧ください。

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/info/items/210104_bousai_1.pdf

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課

TEL: 03-5253-7525

令和2年度消防防災科学技術賞の表彰

消防研究センター

去る令和2年11月26日（木）に消防庁消防大学校講堂（東京都調布市）において、令和2年度消防防災科学技術賞の表彰式が挙行されました。新型コロナウイルス感染症防止のため、受賞者のみの出席により、座席の離隔やマスクの常時着用などの対策を講じて開催しました。

本表彰制度は、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しており、今年度で24回目となります。表彰対象は個人又は団体で、消防職員・消防団員等の部と一般の部にそれぞれ消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査事例報告（一般の部を除く。）の区分があります。

本年度は、全国の消防機関、大学、消防機器メーカー

等から総計98編の応募があり、創意工夫された作品やさまざまな考察が重ねられた論文、論理的な原因調査など数多く寄せられました。選考委員会（委員長：山田實元横浜国立大学リスク共生社会創造センター客員教授）による厳正な審査の結果、23編の受賞作品（優秀賞：21編、奨励賞：2編）が決定されました。

表彰式では、横田 真二 消防庁長官によって式辞が述べられた後、受賞者に対して長官より表彰状が授与されました。さらに、山田 實 選考委員会委員長による講評が行われました。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。



令和2年度消防防災科学技術賞記念撮影（受賞者、来賓、消防庁長官、同審議官、同消防研究センター所長）

令和2年度受賞作品一覧

優秀賞（21編）

<p>A. 消防職員・消防団員等の部／消防防災機器等の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> バックアップロープ専用アタッチメントの考案について (甲賀広域行政組合消防本部) 吉川真司、脇畑武人 チルホールワイヤロープ収納ボックスの開発 (留萌消防組合) 木村悠也、勝原盛、杉本強 救急KYTシートの開発 西宮市消防局 西宮消防署 救急搬送用資器材に対してマルチに装着できるフットレストの開発について (浜松市消防局) 柰屋貴由、花島裕、鈴木将美、鈴木芳幸、末永真太郎、澤柳亘 	<ul style="list-style-type: none"> LED電球に起因する製品火災の調査報告 (堺市消防局) 内田篤志、桐畑正之 送風機能を失った電気ファンヒータの火災について (北九州市消防局) 木原健志、宮本義也、入江隆明、早田啓介 短絡した配線に電気痕が確認できない車両火災事例について (北九州市消防局) 脇山智貴
<p>B. 消防職員・消防団員等の部／消防防災科学論文</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気プラグのプラスチック中の赤リンの検証 東京消防庁 消防技術安全所 LED付き安全チョッキの視認性に関する検証 (東京消防庁) 佐々木航、赤野史典 神戸市北区の土砂災害特別警戒区域における避難状況の調査及び分析について (神戸市消防局) 菊池悠、小川隼平 思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策—透明吸管による実験結果から— (京都市消防局) 寺島徹、小川和彦、大嶋福成、廣瀬皓平 山岳遭難事故における効果的な捜索方法について—GPS付きではない携帯電話からの通報時— (京都市消防局) 宮田真行、木俣智行、八木悠介、今西亘、福井康平 	<p>D. 一般の部／消防防災機器の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜監視警報システム 傾助 株式会社オサシ・テクノス 消防団ポンプ車訓練シミュレーター～安全で確実な送水を当たり前ものにするために～ 藤田信輔
<p>C. 消防職員における原因調査事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 分電盤からの出火事例～磁性体にかかる応力～ (東大阪市消防局) 後藤潤也、林卓、東元祐磨、中井達也 アークマッピング法の活用について (福岡市消防局) 川越怜史 ガス式ハイタックフライヤーから出火した火災事案について (京都市消防局) 阪根俊介 窯業系サイディングボード壁内における漏電火災事例 (大阪市消防局) 竹田悟史、植野功 ニッケル廃触媒が酸化し出火。保管方法を是正した事例 (大阪市消防局) 岩田修典、堀口展幸、徳永和也、岡山正宗、小西勇介、秋山和輝 サイロ施設で発生した粉塵爆発火災の原因調査事例 (大阪市消防局) 西脇健人、小深田将、仲村典益 異常燃焼が火災に発展した石油ストーブの構造不具合に関する調査報告 (徳島市消防局) 松本理史、山鼻研弥、生原正紀、伊藤学、藤田崇徳、津田啓貴 	<p>E. 一般の部／消防防災科学論文 該当なし</p> <p>奨励賞（2編）</p> <ul style="list-style-type: none"> フレキシブルコンテナバックを使用した止水幕 (塩谷広域行政組合消防本部) 村上直道 安全な土砂災害救助活動のための新システム（LP避難用シェルター）の構築 (北九州市消防局) 村山洋一、下山健太郎、野口順市、古庄駿介、塚本恒平
<p>問い合わせ先 消防庁消防研究センター 研究企画室 TEL: 0422-44-8331（代表）</p>	

第68回全国消防技術者会議の開催報告

消防研究センター

11月26日(木)の午後、第68回全国消防技術者会議をオンラインにて開催しました。この会議は、消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発の成果などを発表し、消防職員をはじめとする消防関係者や消防研究センターの研究官が意見交換を行う場として、昭和28年より職員が運営を担う手作りの会議として毎年開催しているものです。

特別講演では、東京理科大学の大宮喜文教授から「過去から令和の時代の建築防火を考えるー性能規定と防災計画の視点からー」と題してご講演いただきました。また、研究発表セッションでは、消防防災科学技術賞受賞作品から9編(論文3編、開発・改良3件、原因調査3件)の発表と、消防研究センターから2編の研究発表を行いました。

今回は参加者と職員の感染リスクの低減とともにCOVID-19がどのような状況にあっても会議を開催し「議論を止めない」ことを第一の目標に定め、特別講演と研究発表は事前に動画を収録して必ず配信ができるよう準備しました。また、リアルタイムの議論を重視して質問やコメントを配信サイトのリンク先のフォームに入力する形をとりました。それをセッション座長が受け取り、消防研究センター内の配信会場(写真1)や地元の消防本部からオンライン会議システムに接続した発表者との間で質疑応答を行う様子を配信しました。

会議への参加申し込みは584件で、事後アンケートの結果、244件(回収率42%)の回答の中だけでも、1,032人が参加聴講していたことが判りました。また、46都道府県から参加があり、特に遠方の参加者が増加し、オンラインのお陰で参加できたとの言葉も多くいただきました。

なお、配信に用いたYouTubeの同時視聴者数の表示は100前後を推移していましたが、最終的な総再生時間は2,069.8時間となり、会議の配信時間が4時間35分(4.58時間)であることから、少なくとも常時451人(回線)が接続していたこととなります。これは外部の情報処理サービスを使用する難しさであると言えるでしょう。

直接会うからこそ可能なきめ細かな意見交換の場や、

配信費用の確保などは課題として残されました。会議準備や運営は試行錯誤の連続でしたが、無事滞りなく会議と配信を終えることができました。ご協力くださった多くの皆様に感謝申し上げます。

次回の全国消防技術者会議の詳細に関しましては、決まり次第、消防研究センターホームページ (<http://nrfd.fdma.go.jp/>) 等によりご案内いたします。



写真1 配信会場での質疑応答の様子



写真2 聴講席の様子

問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331 (代表)

第23回全国消防救助シンポジウムの開催

消防庁国民保護・防災部参事官

令和2年12月3日（木）、「救助活動中における予期せぬヒヤリハット・危険事故事案について」をテーマに、第23回全国消防救助シンポジウムを東京都文京区の文京シビックホールにおいてインターネットライブ配信により開催しました。

横田消防庁長官の開会挨拶（次々頁に掲載）に続き、安藤全国消防長会会長から御祝辞をいただいた後、兵庫県こころのケアセンターの大澤智子氏から「消防職員の惨事ストレス～理解と予防～」と題し、御講演をいただきました。また、横浜市消防局の南部忠芳氏には、「京浜急行本線列車脱線事故活動」について報告をしていただきました。



安藤全国消防長会会長の祝辞（事前収録）

その後、全国の消防職員・救助隊員を代表して、8名の方に事例研究発表をしていただきました。高い問題意識と旺盛な探究心を持って、危険事故に対する対策や取組みに努め、平時からの危険予知活動等に積極的に取り組んでいる姿を伝えていただきました。総合討論では、講演者、特別報告者、事例研究発表者を交えて活発な意見交換が行われました。

本シンポジウムは、全国各地から約2,000名の消防防災関係者に視聴していただき、危険事故における経験や新たな取組みに関する情報の共有化が図られ、大変活気のある有意義なものでした。本シンポジウムが我が国の救助体制のより一層の充実に寄与することを期待します。（当日の記録集については、年度末に消防庁ホームページに掲載予定。）



大澤 智子氏の講演（ライブ配信）



南部 忠芳氏の特別報告（ライブ配信）



総合討論の様子（ライブ配信）

第23回全国消防救助シンポジウム プログラム

I 開会 (10:30 ~ 10:35)

あいさつ 消防庁長官 横田 真二

II 祝辞 (10:35 ~ 10:40)

全国消防長会 会長 安藤 俊雄 様

III 講演 (10:40 ~ 11:30)

「消防職員の惨事ストレス～理解と予防～」
兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子 氏

IV 特別報告 (11:30 ~ 12:10)

「京浜急行本線列車脱線事故活動報告」
横浜市消防局 特別高度救助部隊 第二係 総合指揮隊 担当隊長
消防司令補 南部 忠芳 氏

----- 昼休憩 (12:10 ~ 13:00) -----

V 事例研究発表 (13:00 ~ 15:10)

※発表順

消防本部名	氏名	演題
北九州市消防局	濱村 雅大	豪雨災害による土砂崩れ現場での救助活動中に発生した地震
砺波地域消防組合消防本部	新井 祐稀	積雪時の高所からの救助活動事案
倉敷市消防局	久保 賢二	浸水域における建物からの救出活動中に発生したヒヤリ・ハット事例について
川越地区消防局	若林 正憲	交通救助事案における二次災害発生防止対策について

----- 休憩 (14:00 ~ 14:10) -----

岡山市消防局	小谷 悠介	火災現場における民間重機による受傷事故について
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	山川 和紀	特殊環境下における安全な潜水活動を目指して
川崎市消防局	湯浅 俊史	軌道敷地内の交通事故による感電事例について
大阪市消防局	中家 直樹	ヒヤリハット・危険事故事案に対する取り組みについて

----- 休憩 (15:10 ~ 15:25) -----

VI 総合討論 (15:25 ~ 16:15)

「討論テーマ：予期せぬヒヤリハット・危険事故事案に如何に対処していくべきか」

司会：消防庁国民保護・防災部 参事官補佐 乾 高章

VII 閉会 (16:25 ~ 16:30)

あいさつ 消防庁国民保護・防災部 参事官 渡邊 勝大

横田消防庁長官の開会挨拶

第23回全国消防救助シンポジウムの開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルスの影響によって、例年の実施方法とは異なり、インターネットライブ配信という形になりますが、本日、救助シンポジウムを開催できることを、主催者を代表して、深く感謝申し上げます。

また本日は、全国消防長会 安藤会長にご祝辞をいただくとともに、兵庫県こころのケアセンターの大澤様には、メンタルサポート等で得られた経験談、PTSD等に対する知識や留意点を主題にご講演をいただくこととなっており、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の災害を振り返りますと、全国各地の様々な地域で自然災害が発生しており、昨年は「令和元年房総半島台風」や「令和元年東日本台風」が、本年も「令和2年7月豪雨」が各地で甚大な被害をもたらすなど、自然災害による被害は後を絶ちません。このような災害に対して、皆様には、地元消防本部はもとより、被災状況によっては県内消防応援隊や緊急消防援助隊として出動していただき、多くの方々に救助していただきました。

救助隊員の皆様には、昼夜を分かたず身を挺して懸命な救助活動を実施していただいていることに改めて敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

このように頻発・激甚化する自然災害のみならず、昨今の都市構造や社会基盤の変化に伴って、複雑多様化する救助活動の現場では常に命の危険と隣り合わせです。救助隊員の皆様には、これまで以上に災害に対する高度な危険予知能力が求め



横田消防庁長官の開会挨拶（事前収録）

られています。

本日の救助シンポジウムでは災害における危険予知能力の向上を目的とし、「救助活動中における予知せぬヒヤリハット・危険事故事案について」をテーマに、日々の救助活動の中で学んだ教訓や気づきを皆様と情報共有して、我が国の救助技術の更なる発展につなげていくことを期待しております。

消防庁におきましては、緊急消防援助隊や常備消防力の充実強化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化など、消防防災体制の充実強化に引き続き取り組んで参ります。皆様におかれましても、より一層の救助体制の充実強化を図られますようお願い申し上げます。

結びに全国の消防関係機関のますますのご発展と、ご視聴いただいている皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付救助係
総務事務官 胡 和樹

TEL: 03-5253-7507

緊急消防援助隊情報

令和2年度緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練の実施結果について

広域応援室・徳島県実行委員会

令和2年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた訓練内容の変更に伴い、県災害対策本部と関係機関をリモートで結んだ広域的な図上訓練及び小規模な実動訓練を実施しました。

実施に当たっては、徳島県で起こりうる災害を想定した実践的な訓練にするとともに、コロナ禍における「災害対応力の強化」を図るため、具体的な感染症対策を盛り込み、広域応援体制を検証しました。

1. 実施日

令和2年11月8日（日）9時00分から12時10分まで

2. 実施場所

(1) 図上訓練

徳島県庁

消防応援活動調整本部等設置運営訓練

(2) 実動訓練

①阿南市橋湾木材ターミナル

急傾斜地崩壊、津波漂流者救助訓練

②南阿波ピクニック公園

孤立地域進出訓練

③阿南地区石油コンビナート等特別防災区域

石油コンビナート火災消火訓練 ほか

3. 実施内容

(1) 訓練想定

令和2年11月8日（日）8時30分、四国沖を震源とする大規模地震が発生し、徳島県内では、最大震度6強を観測した。

この地震により、海陽町を中心とする徳島県南部地域では、建物倒壊、津波、土砂災害等による甚大な被害が発生したほか、阿南地区石油コンビナート等特別防災区域で大規模な石油タンク火災が発生した。

(2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

多くの関係者が参集する消防応援活動調整本部での活動において、パーティションの活用や衛生・健康管理など感染防止対策に配慮し、緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び部隊の活動調整等について、ロールプレイング方式により実施した。

また、Web会議システムで、県災害対策本部と消防庁や近畿府県等を結び災害時の情報連絡体制について検証した。

《今後の課題等》

- 職員が被災情報の処理に追われ、災害の全体像の把握や職員間の情報共有が十分にできなかった。
- 新型コロナウイルス感染症対策としてマスクやフェイスシールド等の使用を徹底したが、会話が聞き取りにくくなってしまった。

また、机上のアルコール消毒液の使用や換気等、訓練中の感染症対策も十分できていなかった。



消防応援活動調整本部等設置運営訓練 徳島県庁

(3) 参集訓練

実災害を想定したタイムラインにより、関係機関が参集し、初動期の被害情報収集や災害対応体制の強化に努めた。また、京都市消防局の統括指揮支援隊が消防防災ヘリで参集し、被災県消防関係者に対する効果的な指揮支援活動を実施した。

《今後の課題等》

- 民間ヘリポートを活用し、発災時の迅速な参集体制、関係者との連携を確認できた。今後は悪天候等でヘリの運航ができない場合も想定した訓練等により、受援体制の強化が必要である。

(4) 部隊運用訓練

地震による土砂災害及び津波による漂流者を想定した急傾斜地崩壊救助訓練等実動訓練をブラインド型で実施した。

新型コロナウイルス感染症対策として、機関ごとに活動ブースを割り当て、休憩時も各小隊間の距離を保



つよう調整し、体温測定により隊員の体調管理を徹底した。

また、中型水陸両用車、高機能救命ボート等の消防庁無償使用車両を活用するとともに、V S A T（可搬型衛星地球局）で記録した訓練映像を県災害対策本部及び県内消防本部へ送信し、被災地の情報収集体制の確保について検証した。

《今後の課題等》

- 災害現場に設置した現地合同調整所で、十分な情報共有を図り、関係機関が連携し、効果的な訓練を実施できた。
- 救助活動時のフェイスシールドの装着は困難であり、マスクを装着した活動は平時と比べ、隊員の負担が増加した。

(5) 後方支援活動訓練

県後方支援活動要領を踏まえ、宿営時のテントや食事スペースで、「3密」を避けるため、隊員の動線やレイアウトを工夫した。また、活動時のソーシャルディスタンスの確保、検温場所の設置等、隊員の感染予防の手法を確認、検証した。

《今後の課題等》

- 感染拡大防止のため、個人スペースの確保や感染防止対策の強化が求められるとともに、応受援計画及び後方支援活動要領等における後方支援体制の見直しが必要である。



後方支援活動訓練 手指消毒スペースの様子

(6) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、近畿2府6県並びに県内消防機関がリモートで参加する、災害対策本部会議運営訓練及びWeb閉会式を実施した。



災害対策本部会議及びWeb閉会式 徳島県庁

4. おわりに

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた訓練方針に基づき、大規模な移動を伴う実動訓練に替え、Web会議システムを活用した広域的な図上訓練と県内部隊を中心とする規模を縮小した実動訓練を実施しました。

訓練では、消防応援活動調整本部、統合機動部隊の訓練場所への直接参集等、実践的な訓練となるよう計画しました。

徳島県における緊急消防援助隊の受援体制や部隊運用、関係機関と連携した情報共有など、大規模災害時の課題等が明らかとなり、今後のアフターコロナ時代に求められる災害対応を検証する上で、大変有意義な訓練になりました。

今回の訓練で得られた成果等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めて参ります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました近畿ブロック各府県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527 (直通)

先進事例 紹介

「火災から命を守る避難の指針」の策定について

京都市消防局予防課

はじめに

令和元年7月18日(木)、京都市伏見区桃山町の京都アニメーションで発生した放火火災では、従業員36名が死亡し、34名が負傷するという日本の火災史上に残る大惨事となりました。

当消防局では、火災から避難された方々への聞き取りを行うとともに、関係機関との連携により、建物内にいた方々の避難行動について分析、検証を行い、どうしたら火災から命を守れるかを第一に考えた避難行動を取りまとめ「火災から命を守る避難の指針」(以下「指針」という。)を策定したので、当該指針について紹介します。



(火災から命を守る避難パンフレット表紙)

1 火災の概要

(1) 発生日時等

覚 知 令和元年7月18日(木)
午前10時35分
鎮 圧 同日 午後 3時19分
鎮 火 令和元年7月19日(金)
午前 6時20分

(2) 発生場所

京都市伏見区桃山町因幡15番地の1
株式会社京都アニメーション 第1スタジオ

(3) 出火建物の概要

構造等：鉄筋コンクリート造3階建て延べ
約691㎡

建物用途：事業所

消防用設備等：消火器、非常警報設備

最終査察：平成30年10月、消防法令上の不備事項等なし

消防訓練：平成30年11月、総合訓練実施(70名参加)

(4) 被害概要

死者 36名

負傷者 34名

焼損結果 全焼

(5) 火災原因

放火

(6) 出動した部隊の内訳

指揮隊18隊、消防隊47隊、救助隊10隊、救急隊32隊(高度救急救護車含む)、特別装備隊(空気充填照明車)2隊、消防航空隊1隊、局特設隊(人員輸送車)1隊

計111隊398名



(現場上空から撮影)



(現場の状況)

2 指針の策定経過

(1) 策定に至った経緯

本火災は、当初から被害の大きさに注目されていましたが、火災調査を進めるにつれ、火災発生から極めて短時間のうちに建物内は在館者全員が亡くなっていてもおかしくないような危機的な状況となっていたことが明らかになりました。

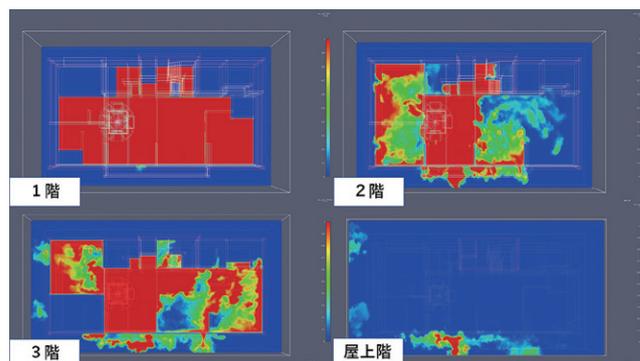
しかし、一方でそのような過酷な状況であったにもかかわらず、半数以上の方々が建物外に避難されているという事実が浮かび上がってきました。

そこで、これらの避難された方々の行動を広く周知することで、火災における犠牲者を一人でも減らすことができると考え、当時の避難行動の分析・検証結果に消防の知見等を加えた指針を策定することとしました。

(2) 避難行動の分析

指針を策定するに当たり、まず、避難された方々から当時の状況や避難行動について詳細な聞き取りを行うとともに、予防部予防課において分析・検証チームを立ち上げ、聞き取った避難行動の分析を行いました。

分析には、消防庁消防研究センターに依頼して作成した火災発生時の建物内部の煙や燃焼ガスなどのシミュレーションや京都府警察などの関係機関の情報も参考にしました。



シミュレーション：出火30秒後の各フロアの減光係数（光学的煙濃度）
⇒出火か30秒で、1階だけでなく、2階、3階にも煙がまわり、階段も煙で避難できなくなっていることが分かる。

(3) 指針の策定

避難行動の分析結果やシミュレーションから、今回の火災では、非常に短時間で煙や熱が建物内に充満し、階段が早期に煙や熱で使用できない状況になっていたことが判明しました。

そこで、このような避難経路や避難時間が限定された火災に遭遇した場合に命を守るために必要な避難行動を明らかにするため、聞き取った避難行動の分析結果に消防機関としての知見や関連文献の記録などから選定、抽出した重要な要素を加え、指針として取りまとめました。

3 指針のポイント

(1) 指針の目的

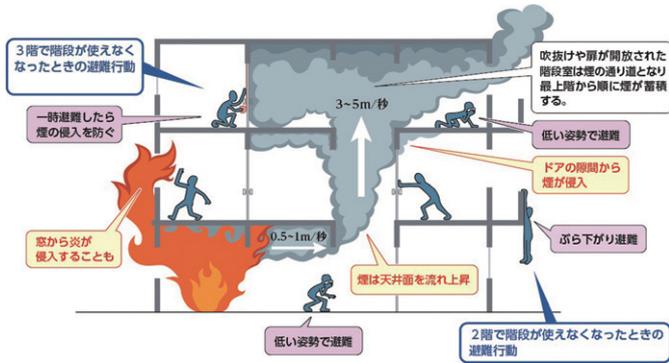
火災の態様や建物の用途、構造、規模、収容人員等は多種多様であることから、各事業所において具体的に火災の発生をイメージしてもらい、指針に示した避難行動から自身の勤務場所等に合った避難行動を複数想定し、あらかじめ対策や訓練を実践して備えてもらうことで、万が一実際に火災に遭遇してしまったときでも火災から命を守っていただくことを目的としています。

(2) 火災からの教訓

ガソリンの燃焼等による火災は、急激に大量の煙と熱が発生し、建物内に充満します。その際、階段室の扉が閉鎖できていなかったり、堅穴区画がなかったりすると、階段室内に煙が侵入し階段で避難できなくなるとともに、上階まで煙が急激に拡散し、短時間で建物内の全ての人がある場にとどまることも危険な状況となる可能性があることが分かりました。

このことから、このような火災からの避難には、事前の準備や対策に加え、火災発生時の状況判断が非常に重要となります。

先進事例 紹介



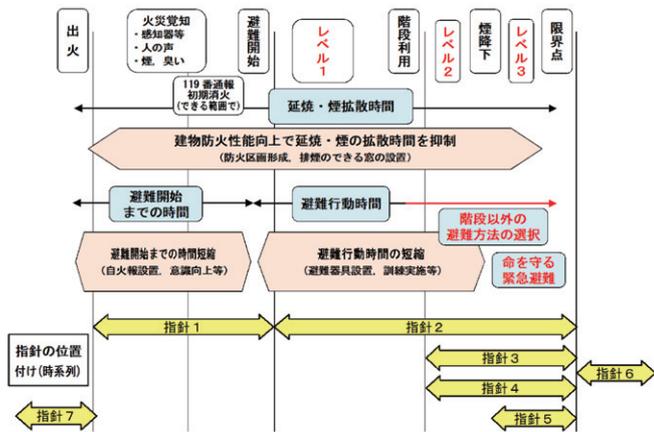
(火災の性状と避難方法)

(3) 重要な要素

火災で発生した煙や熱で避難できなくなってしまうためには、

- ・火災を早く知り、早く避難を開始する。
- ・的確に状況判断し避難時間を短くする。
- ・建物の防火性能を向上させ延焼や煙の拡散を抑制する。

という3つの要素が重要であるということ、分析・検証結果から導き出し、そのための具体的な対策を指針としてまとめました。



(表1 出火後の時間経過)

4 指針について

(1) 構成 (7つの指針と11項目の知恵)

指針は、避難行動 (ソフト面) 及び避難対策 (ハード面) の7つの「指針」と11項目の「知恵」で構成されており、さらに指針をより実効性のあるものとするために、訓練の実施を重要な要素として掲げています。

(2) 火災人命危険レベル

火災が発生した際、避難者が置かれた状況の危険度を3段階に区分して、その区分に応じた避難行動を示しました。

- ・ **レベル1** (階段に煙がなく避難に使用できる状況)
⇒ 階段を利用して避難
- ・ **レベル2** (階段に煙が流入し使用できない状況)
⇒ 窓、ベランダへの避難
⇒ 窓、ベランダからの避難器具を使用しての避難又は一時避難スペース等での待機
- ・ **レベル3** (階段から部屋に煙が流入し、避難者が煙に覆われた危機的状況)
⇒ 最低限の呼吸で身を低くし、冷静に避難
⇒ 階段以外 (窓、ベランダ) からの避難、一時避難スペース等での待機又は窓、ベランダからのぶら下がり避難 (2階の場合のみ。)

(3) 指針の内容

指針1 火災を早く知る手段の確保と早期の避難行動の開始

知恵1 何らかの異状を感じたら即行動を起こす
知恵2 とにかく早く避難行動を開始する

事前対策

- 火災を知らせる機器※の設置
※ 自動火災報知設備、住宅用火災警報器等

火災遭遇時

- 異状を感じたら、すぐに確認する等の行動を開始
- 自動火災報知設備等が作動したら、すぐに避難行動を開始
- 火災を発見したら、まず大声で「火事だ!」
- 近くにいる人に伝える、助け合う
- 貴重品等に気を取られない、取りに戻らない
- 「火事だ!」だけではなく、「消火は無理だ。今すぐ逃げろ!」等の具体的な行動を示す声掛け

<逃げ遅れる人の心理>

人は、自分が危機的な状況に遭遇しても、自分は大丈夫だろうとか、ほかの人も逃げていないから大した事態ではないだろうと楽観視する心理特性 (= 正常性バイアス) があり、逃げ遅れにつながる可能性がある。
そうならないよう、日頃から、最悪の事態を想定して行動することが大切である。



指針 2 煙が流入しない安全な避難経路(階段)の確保と冷静な避難行動

知恵3 自分の火災人命危険レベルを判断
 知恵4 煙を広げず、有効な避難経路(階段)を確保
 知恵5 広がった煙を建物の外部へ逃がす

事前対策
 ○安全な避難経路の確保
 ・階段をはじめ、各室のドアにドアクローザ等の自動閉鎖機能の設置
 ・外気に面した出入口や避難ルートの扉等へのプッシュオープンバー等の設置
 ・階段の区画の形成(義務がなくても、できる限り熱や煙に強い扉の設置)、屋外階段の設置
 ○排煙のできる窓等の設置
 ○自席や普段いる場所から複数の避難方法を確認

火災遭遇時
 ○安全な経路での避難
 ・階段(避難経路)の煙の状態確認
 ・自分のいる場所からの最適な避難方法の選定
 ・階段室の扉等は、避難の際に開放したままにしない
 ・外気に面した窓は開放する(排煙の実施)
 ・排煙設備の使用、空調設備を停止
 ○避難方法
 ・姿勢を低く、煙の下層の空気層で息を止めずに浅めの呼吸で避難(エア・マネジメント)
 ・タオル、服等で口と鼻を覆う
 ・避難の際は走らない
 ・煙が天井付近にあるうちに避難



指針 4 煙から逃れ一時的に避難できる場所の確保

知恵7 建物内に一時避難スペースを設け、消防の救助を待つ

事前対策
 ○煙から一時避難できる「一時避難スペース」の設定
火災遭遇時
 ○一時避難スペースへの避難
 ・到着後、煙の侵入を防ぐための目張りを行う
 (ドアと壁体の隙間、鍵穴等)
 ・一時避難スペースで待機、助けを求める
 ○窓でのサバイバルポジション
 ・窓から上体を出し「くの字」で外気呼吸



指針 5 煙や炎に覆われるなど危機的状況下における対策

知恵8 サバイバル方法の習得
 知恵9 人間の行動特性(思考力、判断力の低下)を踏まえた対策

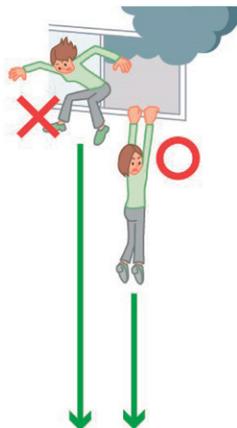
事前対策
 ○着衣着火時のストップ、ドロップ&ロール
 ○煙に覆われたときのパニックコントロール
 ・STOP & GOROLL
 Stop, Think, Observe, Play(Plan) & Go
 一旦止まって、落ち着いて冷静になり、周囲を観察して避難ルートを決めて、行動に移す
 ・サークルサーチ
 ・四つ這いで自然光や誘導灯、壁等を頼りに移動
 ・窓や扉の開け方を、頭の中で再確認する
 ・窓等を開放できないときは、足や固形物で破壊する
 ○窓でのサバイバルポジション
 ・窓から上体を出し「くの字」で外気呼吸
 ○発見されやすい場所(窓際、壁際)で待機(S TOP & G OROLLのイメージ)



指針 3 窓、ベランダ等から屋外へ逃げる手段の確保

知恵6 階段で逃げられないことも想定する

事前対策
 ○避難器具の設置や環境の整備
 ・収容人員を踏まえた避難器具の増設
 ・縄はしご、避難用ロープ等の設置
 ・障害物の除去、ベランダ等への避難経路の確保
 ・ぶら下がり避難する着地面の空間の確保
 ○避難経路の検討、意識付け等
 ・窓、非常ドアのロックの開錠方法の確認、周知
 ・ベランダの手すりや窓枠にぶら下がって地上に下りる「ぶら下がり避難」を最終的な選択肢の一つとすることの意識付け
 ・隣の屋根や雨樋を使用した避難等の状況確認
 ・地下からドライエリアを通じた避難方法の検討



火災遭遇時
 ○窓、ドアを開放しベランダ等への早期の避難
 ○窓、ベランダ等から避難器具を使用して避難
 ○窓やベランダから地上へのぶら下がり避難(ただし2階に限る。)
 ○身を低くして煙を避け、ベランダで助けを待つひさし
 ○庇や隣の建物の屋根、雨樋を使用して避難
 ○シーツやひも状の物を用いて地上への避難
 ○避難に時間が掛かる場合は、分散しての避難

指針 6 避難後の命を守る行動

知恵10 避難後は決して戻らないことを前提とした事後体制の構築

火災遭遇時
 ○避難後は、決して建物内に戻らない
 ○119番通報状況の確認
 ○避難者の人数確認
 ○屋外から避難者への支援を可能な限り行う
 ○負傷者への応急手当の実施

指針 7 放火等防止のための防犯対策の徹底

知恵11 放火等による出火防止の体制づくり

事前対策
 ○不審者の侵入を知る・防ぐ
 ・セキュリティゲート、防犯カメラの設置
 ・施錠の徹底、警備員の配置
 ○不審者の情報を共有する
 ○ガソリンによる放火行為等の防衛、余裕がない場合

5 事業所訓練指導

令和2年7月14日、本指針を基に作成したパンフレットを活用し、市内の事業所において訓練を実施しました。

この指針に基づく訓練はあくまでも応用であり、従来から指導を行っている初期消火や119番通報、階段を使った避難が基本となることを説明した後、指針に基づく訓練を実施しました。

今後も、査察や事業所訓練指導等を実施する際に、本指針に基づく指導を実施し、火災から命を守る避難の対策や避難行動について周知を図ってまいります。



【煙体験ゴーグルを活用したダック・ウォーク避難】



【体に火が付いたときのストップ、ドロップ&ロール】



【呼吸確保のための“く”の字ポジション】



【階段での避難が可能かを確かめる】



【一時避難スペースにおける扉の隙間の目張り】



【緊急時の避難経路の検討（Fire Image Game）】

6 動画による指針の啓発

11月には、指針の周知及びより効果的な指導のため、指針に掲げる避難行動をまとめた動画を作成しました。

動画の内容については、火災から避難する際、指針で示した避難方法について実際にどのように行動するのかを、火災発生から建物外に避難するまでの一連の流れやそれぞれの場面における行動を詳しく解説したものと、火災の状況に応じて取るべき行動が分かるものとなりました。

事業所訓練指導時には、この動画をスクリーン等で上

無人航空機の安全飛行への取り組み

川口市消防局警防課

川口市消防局では、災害時の情報収集ツールとして平成28年12月より無人航空機の運用を開始した。運用開始から現在に至るまで、火災現場での隊員の動きの把握、火災状況の把握及び水難救助現場での検索等、運用実績を重ねることで、その利活用方法を改善してきた。現在では、現地指揮隊及び警防本部で無人航空機の映像をリアルタイムで見ることができるようになり、迅速に災害状況を把握できるようになった。



隊員の育成

当消防局の操縦者は、外部委託による基礎研修で基本的な知識及び操縦方法を学び、その後、操縦技術の習得を目的に各自で10時間の飛行経験を積んだ後、運航管理者が操縦者として認めた職員を飛行認定者として任命している。

また、現任飛行認定者の技能の維持・向上を目的に、NIST STM for sUASを取り入れたスキルアップ講習も実施している。

NIST STM for sUASの導入

当消防局では、令和元年よりスキルアップ講習の一環として、川口市内の株式会社ヘキサメディアの協力を得て、NIST STM for sUASを行っている。

NIST STM for sUASとは、アメリカ国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology : NIST) が提唱するロボット操作技術の内のドローン操

縦者技能評価メニューである。

この評価方法は、シンプルかつ再現性がある評価方法で、操縦者の操縦技能を定量的 (数値化) に評価できることで、技術の向上等を可視化できるメリットがある。

当消防局では、この評価方法を全国の消防に先駆けて導入し、操縦技能の評価を行うとともに、操縦訓練用キッドとして活用している。

当消防局で行ったNIST STM for sUAS の概要

NIST STM for sUASにはいくつかの評価プログラムが存在するが今回は、令和2年8月に当消防局で実施した訓練内容について紹介する (訓練として行ったことから、本来のプログラムと差異がある)。

今回の訓練では、写真1-1、1-2に示したスタンドを使用した。スタンドに取り付けられたバケットの中にはターゲット (写真1-2) が描かれており、このスタンドを図1、2のように並べて評価・訓練を行った。



写真1-1 スタンド



写真1-2 ターゲット

訓練 1 (Traverse Test)

訓練1としてTraverse Test (図1) を行った。訓練は20点を満点とし、離陸から採点を行う。機体が倒れずにきれいに離陸できれば1点、その後、各バケット内のターゲットを欠けることなく撮影できれば1点加点していく。ターゲットの撮影については、加点されるまで次のターゲットへは進めない。三つのスタンドの周りを図1のように一周撮影後、逆回りを行い、計17個所のターゲットの撮影を行う。最後に、離陸場所と同じ場所

に着陸する。着陸は2点満点で採点し、離着陸場所に敷いたマットのHマークに着陸できれば2点、六角形内なら1点、六角形からはみ出れば0点で評価を行った。制限時間は離陸から5分とし、5分間内での獲得点数で、評価を行った。

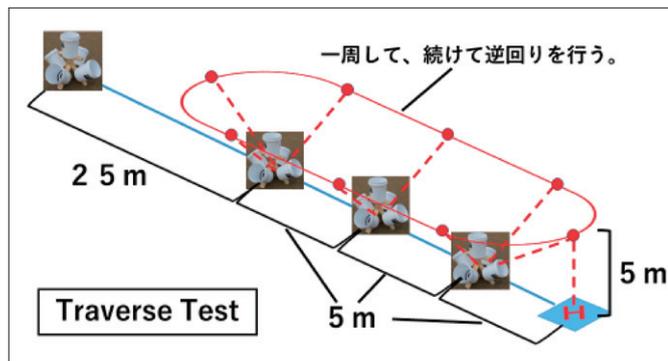


図1 訓練1：Traverse Test

訓練2 (Spiral Test)

訓練2としてSpiral Test (図2)を行った。訓練は20点を満点とし、離着陸は採点せず、20箇所のターゲットのみで採点する。ターゲットの撮影については、加点されるまで次のターゲットへは進めない。飛行ルートは、一番手前のスタンドから順に行き、5つのターゲットの撮影が終わるまでは次のスタンドへは進めない。また、ターゲットは上部・周囲どちらから撮影しても良いが、周囲のターゲットを撮影し始めたら、周囲のターゲット4箇所をすべて撮影しないと先に進めない。周囲のターゲットの撮影は、時計回り、反時計回り自由だが、スタンドごとに交互に行う。制限時間は離陸から5分間とし、5分以内での獲得点数で評価を行った。

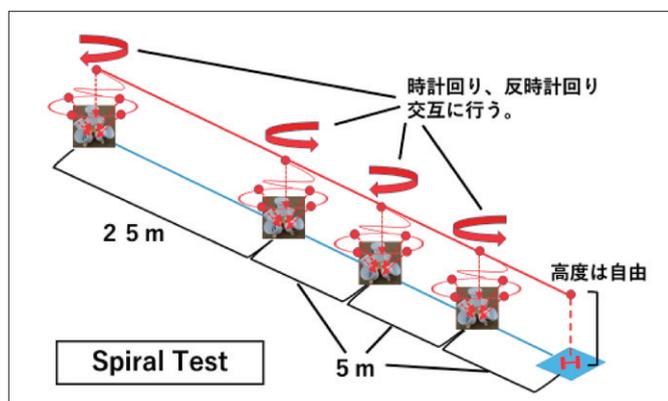


図2 訓練2：Spiral Test

訓練を実施して

当消防局で行っているNIST STM for sUASは、本来の評価プログラムとは一部異なっているが、局内で統一ルールの基、評価・訓練を行っている。

NIST STM for sUASを導入するまでは、明確な目標がないまま操縦訓練を行うことが多かった。

令和元年に本訓練を導入してからは、操縦訓練に明確な目的ができ、短時間でも効率の良い訓練ができている。実際に訓練を行った職員からは、高い評価を得ており、今後も消防局として、継続的に実施していく。



救助技能認定について

堺市消防局

堺市消防局の紹介

堺市は、大阪府の中央部南寄りに位置し、西部臨海地域には、重化学コンビナートを主体とする堺・泉北臨海工業地帯が、東南部丘陵地域には泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅団地が広がっています。さらに、世界文化遺産登録された世界最大級の陵墓である仁徳天皇陵古墳や、東洋のベニスと称された中世の面影を今にとどめる堺旧港、旧堺灯台など、歴史遺産・文化遺産が多く、街を彩るアクセントとなっています。また産業は特に自転車とその部品、刃物、敷物、線香、和晒などの伝統工芸品と、石油化学などの重化学工業が盛んに行われています。

当局は、堺市のほか高石市の消防事務を受託し、面積約161km²、人口約89万人を管轄しており、1本部、8消防署、1分署、8出張所、職員数933人の組織体制です。市民のニーズも複雑・多様化し、消防行政を取り巻く環境も大きく変化する中、この変化に的確に対応し、市民の安全・安心を確保するため、地域社会との連携のもと、総合的な消防力強化に取り組んでいます。

救助業務体制

当局の救助業務体制は、特別高度救助隊1隊19名、高度救助隊2隊30名、各署救助隊（消防隊兼任）9隊117名の総勢166名が救助隊員として選任されています。年間及び月間の救助隊員教育訓練実施計画・実施要領に基づき、各種訓練を実施することで救助体制の充実強化を図っております。また、特殊な環境下における災害対応を目的として、潜水技術研修や放射線事故に対応するための研修などに参加し、知識・技能の向上に努めております。

救助技能認定の経緯

救助隊員としての自覚を意識させ、自身の能力を理解し、自己研鑽させることで堺市消防局救助隊の意識改革を図ることを目的とし、知識及び技術並びに体力の向上

を目指し、救助隊員としての資質向上を図り、今後の特別高度救助隊員、高度救助隊員、各署救助隊員を人選する際の指標とするため【救助技能認定】を実施しました。

救助技能認定対象者

救助技能認定対象者を、高度救助隊員、各署救助隊員及び救助隊を希望する者（消防隊員、救急隊員（救急救命士含む）及び日勤者）としました。

今回、対象者を広げたことで高度救助隊26名、各署救助隊117名、救助隊を希望する者45名（消防隊33名、救急隊9名、日勤者3名）総勢188名の職員が実施しました。

救助技能認定概要

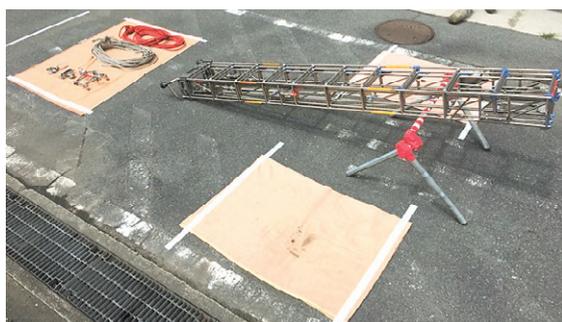
①筆記認定

筆記認定は、関係法令、安全管理、火災関係、救急関係、救助活動全般、緊急消防援助隊及び堺市消防局庁内ホームページ内から50問作成し知識力を評価しました。



②実技認定

実技認定は、①はしごクレーン救助設定、②二重もやい結び身体結索、③一箇所吊り担架の中から当日発表される1手技を行いました。各手技とも設定時間を3分以内とし、時間・呼称確認・結索不良・ロープ取扱い・器具愛護・要領等のチェック項目を設けた減点方式とし技術力を評価しました。



救助技能認定ステッカー

新たな取り組みとして職員の意欲を高めると共に現場活動時及び訓練時にも認定者を把握し、円滑な救助活動に資する任務指定を行えるよう、条件を満たし認定を受けた職員のヘルメットにステッカーを貼り付け、明示を行うこととしました。



③体力認定

体力認定は、文部科学省が示す新体力測定要領に基づき身体能力を評価しました。

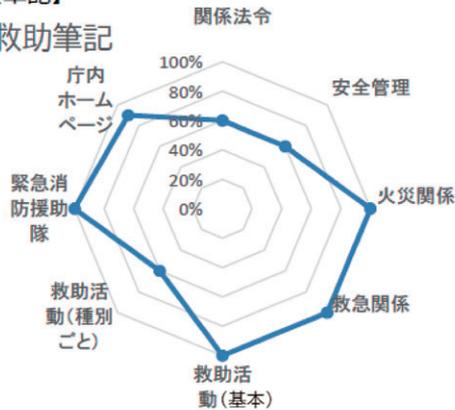
先進事例 紹介

救助技能認定（筆記・実技・体力）

所属	警防 課	階級	消防士長	氏名	消防 太郎	認定者
筆記	86 点	実技 (実施項目)	93 点 はしごクレーン救助設定	体力 (総合評価)	55 点	A

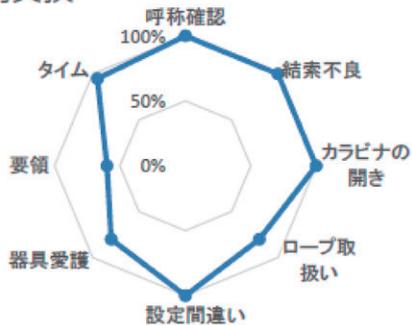
【筆記】

救助筆記



問題数	点数配分(点)	筆記項目	点数(点)
5問	10	関係法令	6
5問	10	安全管理	6
5問	10	火災関係	10
5問	10	救急関係	10
5問	10	救助活動(基本)	10
5問	10	救助活動(種別ごと)	6
10問	20	緊急消防援助隊	20
10問	20	庁内ホームページ	18
50問	100		86

救助実技

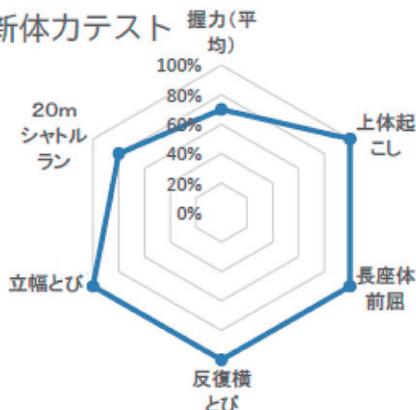


減点方式	点数配分(点)	チェック項目	点数(点)
1個所1点	5	呼称確認	5
1個所2点	10	結索不良	10
1個所2点	10	カラビナの開き	10
1個所2点	10	ロープ取扱い	8
1個所3点	15	設定間違い	15
1個所1点	5	器具愛護	4
1個所1点	5	要領	3
5秒2点	40	タイム	38
	100		93

※タイム4分41秒以上で更に-20点の減点とする。

【体力】

新体力テスト



要因	点数配分(点)	テスト項目	点数(点)
筋力	10	握力(平均)	7
筋持久力	10	上体起こし	10
柔軟性	10	長座体前屈	10
敏捷性	10	反復横とび	10
瞬発力	10	立幅とび	10
心肺持久性	10	20mシャトルラン	8
	60		55

※体力については、今年度実施した新体力テストの結果を活用して評価してください。

おわりに

今回の救助技能認定を通じ、各隊員が本技能認定に向けて取り組んだ訓練・座学・体力錬成は確実に堺市消防局救助隊レベルアップの礎となり、実災害時における安全・確実な救助活動の実践に繋がるものと確信すると共に、来年度以降も継続して本技能認定を行うことで、堺市消防局救助隊の更なるレベルアップに繋げてまいります。

子どもたちの救命リレー「119番の日」

柏市消防局

柏市消防局旭町消防署では、11月9日「119番の日」に、市内の小学校5、6年生を対象とした救命講習を実施しました。本市は、2013年に県内初の「ジュニア救命士制度」を設け、救命講習を授業に取り入れることにより、幼少期のうちから命の大切さや救命法を子どもたちに根付かせています。ジュニア救命士として認定を受けた子どもたちからは「人が目の前で倒れたら勇気を出して大きな声で助けを呼び、救急車が来るまで命をつなげます。」と、力強い決意が感じられました。



岐阜県警合同水難事案対応訓練の実施について

恵那市消防本部

令和2年8月20日、21日の両日、水難事案対応訓練を実施しました。20日は岐阜県警と合同で行い情報共有及び小型船舶ボートによる溺者救出訓練を実施しました。

恵那市消防本部管内には矢作ダム、阿木川ダム、木曽川と豊富な水量を誇るダム湖及び夏場には多くの遊泳者が訪れる河川があることから、ボートから男性が落水したとの想定の下、要救助者救出訓練、救命策発射銃による溺者救出訓練、小型船舶ボートの操縦訓練等を行いました。

今後も訓練を継続して実施し、有事の際に迅速な救助活動の確立及び連携活動の向上を図ります。



消防通信 望楼 ぼうろう

「バイスタンダーの的確な応急手当が「尊い命」を救う!」～消防協力者に感謝状を贈呈～

京丹後市消防本部

市内の海水浴場で発生した水難事故において、現場に居合わせた2名が協力し、溺れた男性（小学生）を救助し、即座に応急手当（心肺蘇生）を行ったところ、男性の意識が回復し、救急隊へと引き継ぎました。救助された男性は、病院での治療の後、元気に通学しており、バイスタンダーの的確かつ迅速な応急手当が、社会復帰に導きました。

このバイスタンダーに対し、11月4日（水）、人命救助に大きな功労があったとして、感謝状の贈呈を行いました。

※1名は、都合により欠席



警防要員を予防技術資格者に認定

守口市門真市消防組合

令和2年5月25日に予防技術資格者の認定を行いました。令和元年度より予防技術資格者は標章を着用するとしており、今回19名の検定合格者に標章を交付しました。

そのうち11名は警防要員で、標章を着用することで予防業務に対して興味を持つ若手職員の見本になるなど相乗効果が生まれています。

本消防組合では、予防業務を志す若手職員にとって予防技術資格者が憧れとなるように、標章に誇りを持って予防業務に従事していきます。





消防大学校だより



予防科における教育訓練 ～火災時の消防用設備の視察～

消防大学校では、専科教育の1つとして「予防科」を設置し、予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的とした教育訓練を実施しています。

今年度の予防科108期では、コロナ渦にも関わらず、学びの志を持った学生45名が令和2年8月19日から10月8日までの51日間にわたる消防大学校での集合教育を修了し、全員が無事、卒業しました。

集合教育では、座学（講義）において、最新の予防行政の動向、法制、燃焼理論、査察・違反処理、教育技法及び講義演習等を学びました。

また、日本消防検定協会、消防庁消防研究センター、総務省消防庁危機管理センター及び能美防災株式会社メ

ヌマ工場の視察を行い消防業務全般に係る視野を広げることができました。特に、能美防災株式会社メヌマ工場は、自動火災報知装置や消火設備について、担当者から説明を受け、そして、各消防用設備の火災時の作動状況を体験しました。

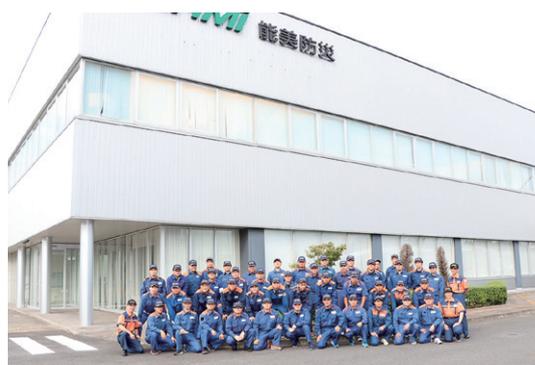
<体験メニュー>

- ・防災センターにおける自動火災報知設備受信機と放送設備AMPの連動作動状況
- ・煙の中での誘導灯の視認状況
- ・超高感度煙検知システムの作動状況
- ・窒素ガス消火システム消火実験
- ・放水型ヘッド等スプリンクラー設備消火実験
- ・高発泡消火設備消火実験



視察先での体験メニュー

これらの消防用設備が火災時にどのように作動するかを理解することは、訓練指導や消防用設備の設置指導において、説得力のある指導が可能になり、予防行政を担うものとして、極めて有意義でした。



予防科第108期



消防大学校だより

教育訓練の実施状況 (令和2年6月～11月実施分)

令和2年6月から11月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間	卒業（修了）者数
幹部科	第61期	6月15日（月）～ 7月31日（金）（47日間）	53名
	第62期	8月17日（月）～ 10月2日（金）（47日間）	54名
	第63期	10月6日（火）～ 11月20日（金）（46日間）	52名
新任消防長・学校長科	第28期	7月27日（月）～ 7月31日（金）（5日間）	18名
消防団長科	第77期	9月7日（月）～ 9月11日（金）（5日間）	14名
	第78期	11月9日（月）～ 11月13日（金）（5日間）	15名
警防科	第107期	10月14日（水）～ 12月3日（木）（51日間）	55名
救助科	第81期	8月19日（水）～ 10月8日（木）（51日間）	46名
救急科	第82期	9月23日（水）～ 10月22日（木）（30日間）	47名
予防科	第108期	8月19日（水）～ 10月8日（木）（51日間）	45名
危険物科	第15期	6月23日（火）～ 7月22日（水）（30日間）	33名
火災調査科	第39期	10月14日（水）～ 12月3日（木）（51日間）	46名
指揮隊長コース	第23回	7月27日（月）～ 7月31日（金）（5日間）	56名
合 計			534名

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年4月から6月中旬の学科等の中止、延期又は日程変更を行いました。

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (令和2年11月24日～令和2年12月21日)

<消防・救急課>

2.12.21	令和元年度における消防職員の懲戒処分等の状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	消防庁では、令和元年度における消防職員の懲戒処分等の状況について取りまとめましたので、お知らせします。
---------	--	---

<特殊災害室>

2.12.4	「令和2年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の結果および総務大臣表彰式の実施	石油コンビナート等における特定事業所の防災要員の技能及び士気の向上を図るため、標記の技能コンテストを実施しました (実施等につき、本年7月3日付けで報道発表)。出場された30組織から、最優秀賞 (総務大臣賞)、優秀賞 (総務大臣賞)、奨励賞 (消防庁長官賞) を決定しましたので発表します。また、総務大臣賞表彰式を12月18日 (金) に開催しますので、併せてお知らせします。
--------	--	--

<地域防災室>

2.12.15	消防団の組織概要等に関する調査 (令和2年度) の結果及び消防団員の確保に関する大臣書簡	消防庁では、全国の市区町村 (消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む) を対象に、本年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、とりまとめましたので公表します。また、上記調査の結果、本年4月1日現在の消防団員数は約81万8千人と、2年連続で1万人以上の減少となったこと等を踏まえ、都道府県知事及び市区町村長に対し、消防団員の確保に向けた取組を依頼するため、総務大臣から書簡を発出します。
2.12.15	「消防団員の処遇等に関する検討会」の開催	報酬・出勤手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催します。

最近の通知 (令和2年11月24日～令和2年12月21日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第305号	令和2年12月21日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課長	消防職員の厳正な服務規律の確保等について
事務連絡	令和2年12月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について
消防消第304号 消防予第397号	令和2年12月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	歩行者利便増進道路制度等に係る警察機関との連携について
府政防第1798号 消防災第206号 健感発1217第1号	令和2年12月17日	各 { 都道府県 } 防災担当主幹部(局)長 { 保管所設置市 } 衛生主幹部(局)長 特別区	内閣府政策統括官 (防災担当) 付 参事官 (避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について
消防地第399号	令和2年12月15日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員の確保等に向けた取組について
事務連絡	令和2年12月15日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	年末年始における火災予防に係る注意喚起等について
事務連絡	令和2年12月15日	各都道府県消防防災主管部 (局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策本部 (第49回) 等の開催について (情報提供)
事務連絡	令和2年12月14日	各都道府県消防防災主管部 (局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について (情報提供)
消防情第337号	令和2年12月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について (通知)



事務連絡	令和2年12月10日	各都道府県消防防災主管部局	消防庁予防課 消防庁国民保護・防災部 地域防災室	地震火災対策リーフレットの送付について
事務連絡	令和2年12月9日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について（情報提供）
事務連絡	令和2年12月7日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	年末年始に向けた医療提供体制の確保への対応について（依頼）
事務連絡	令和2年12月2日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について（情報提供）
消防地第384号	令和2年12月1日	各都道府県消防主管部局長	消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について
事務連絡	令和2年11月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）等の開催について（情報提供）
事務連絡	令和2年11月24日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）等の開催について（情報提供）

広報テーマ

1 月		2 月	
①消火栓付近での駐車禁止	消防・救急課 予防課 防災課	①春季全国火災予防運動	予防課 特殊災害室 地域防災室
②文化財防火デー		②全国山火事予防運動	
③住宅の耐震化と家具の転倒防止		③消防団員の入団促進	

「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！

消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか？
これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、
火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給する
ものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに
設置されており、その位置を示すため、標識を掲げている
もの、路上やフタにマーキングをしているものなどが
あります。また、「消防水利」として指定されているプール、
池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で**駐車が禁
止**されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・
整備を行い、いつでも火災が発生しても、直ちに消火
活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に「消
火栓」や「防火水そう」付近に駐車された車両が障害と
なり、消火活動を妨げるおそれがあります。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。
消防水利の周囲に駐車されないよう、皆様の御理解と御
協力をお願いします。



消火栓は、消防自動車吸水しやすいように、
道路脇や歩道上に設置されています。



消火栓の上に車が止まっているため、消防自
動車が消火栓を使用することができません。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 黒谷
TEL: 03-5253-7522



第67回文化財防火デー

予防課

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂の壁画が焼損しました。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共同主唱により、法隆寺金堂が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

日本の文化財建造物はその多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙又は布等の燃えやすい材質により造られているものが多く、火災により焼損する危険があります。

近年のフランスのノートルダム大聖堂における火災や、沖縄県那覇市の首里城における火災も踏まえ、文化財等の防火対策が一層推進されています。

文化財を火災から守るためには、火気管理等の出火防止対策を徹底することはもちろんですが、文化財関係者や関係機関だけではなく、地域住民との連携・協力が必要となります。

文化財防火デーには、文化財関係者や消防関係者が協力して、全国各地で消防訓練が実施されます。この機会に、文化財愛護の意識や、防火・防災意識の高揚に努めましょう。

文化財防火デー実施方針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、文化財部局及び消防機関は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第66回文化財防火デーにおける消防訓練の様子



東京国立博物館（東京都台東区）【写真提供 東京消防庁】



姫路城（兵庫県姫路市）【写真提供 姫路市消防局】

○第67回文化財防火デー主な消防訓練場所（予定）

場所 迎賓館赤坂離宮（東京都港区）

日程 令和3年1月26日（火）

場所 西本願寺（京都府京都市）

日程 令和3年1月26日（火）

※その他の地域における訓練等の予定につきましては、最寄りの消防署へお問い合わせ下さい。※訓練等は、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分な配慮を行った上で実施されます。

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、藤本

TEL: 03-5253-7523



住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起こるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、多くの方が、住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなられています。

このような被害を軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

住宅の耐震化について

○ 自宅の建築年度の確認

自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建物の中には、現行の耐震基準で建てられた住宅に比べ、強い揺れで倒壊する可能性が高いものがあります。

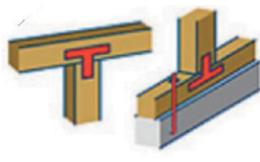
○ 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築されている場合、まずは、お住まいの自治体の窓口にご相談することをおすすめします。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

○ 耐震補強の実施



筋かいの追加



金具による補強

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、自宅に効果的な方法を建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

家具の転倒防止について

○ 家具配置等の工夫

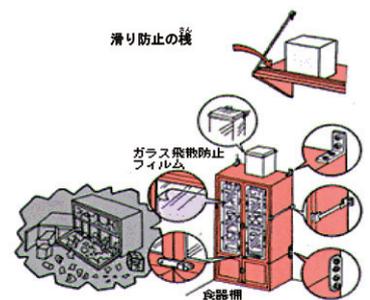
まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみましょう。例えば、寝室であれば、家具の配置と

就寝する位置について、家具の高さ分以上離れた場所にする、家具の正面を避けて就寝する等、安全面に配慮した就寝を心掛けましょう。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口付近に置かない、あるいは倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみる事が大切です。

○ 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、物が落下しないよう滑り防止の棧を取り付けるなど、具体的な転倒防止策を講じることが有効です。



家具の転倒防止の一例

これらの器具については、専門知識のあるメーカーに問い合わせる、または、ホームセンター等で販売されているものを活用するなどして、転倒防止対策を積極的に講じましょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止などは、地震被害を軽減するために有効な取り組みです。確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。地震が起きたとき、住宅の倒壊や転倒した家具から自分や家族の身を守るためには、日頃から一人ひとりが地震に対して備えることが大切です。早期に耐震診断を受け、また、自宅の家具固定などに取り組みしましょう。

家具の転倒防止については、消防庁HPで詳しく紹介しております。

○ 地震などの災害に備えて

「地震による家具の転倒を防ぐには あなたが守る一
家族の安全」

<https://www.fdma.go.jp/publication/database/kagu/post1.html>

問い合わせ先

総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災をはじめとした地震や豪雨災害などの自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事するなど、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在です。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、令和2年4月1日現在で81万8,478人となっており、平成31年4月1日の団員数から13,504人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、増加傾向にあり、平成31年4月1日現在で73.8%と平成30年4月1日時点(73.5%)から更に増加し、約7割で推移しています。

このため、地域の消防力を維持していくためには、就業時間中に発生した災害への団員の出勤等について、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっています。

○ 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設けています。

消防団活動への協力として、特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上にもつながります。

令和2年4月1日現在、1,329市町村が本制度を導入し、消防団協力事業所数は、1万6,655事業所となっており、いずれも昨年より増加しています。

○ 地方公共団体による支援策

地方公共団体によっては、消防団協力事業所に対する減税措置や金融優遇措置等の支援を行っているところがあります。例えば、法人・個人事業税の減税（長野県、岐阜県、静岡県）や、活動資金融資の信用保証料割引（宮城県、福島県）等があります。

また、これらの支援策については、制度導入市町村数、交付事業所数と同様拡大傾向にあります。

○ 消防庁の取組

消防庁では、

- ・消防団協力事業所表示制度の未導入市町村に対する、制度導入の働きかけ
- ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及促進の働きかけ
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・経済団体や企業への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮、また複数の事業所を持つ企業等に対して、企業全体に対する表示制度の認定に関する働きかけなどを依頼）
- ・企業や大学等と連携した女性や若者をはじめとする消防団への加入促進の取組について、都道府県や市町村から提案を受け、先進事例を構築するための委託調査事業

などを実施し、消防団協力事業所制度の普及をはじめ、消防団活動に対する事業所の理解・協力が得られるよう取り組んでいます。

今後とも、これらの取組等を進め、消防団の充実強化を図ってまいります。

制度導入市町村・交付事業所数推移



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 崎田
TEL: 03-5253-7561

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!

申請は
お早めに!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書
になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ
で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



2万円のチャージ等で
上限5,000円分の
マイナポイントがもらえる!
2020年9月から実施!
キャッシュレス決済で使えるポイント付与!



健康保険証
として使える!
2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

